

鳥取市指定管理者選定要領

(令和5年8月改正)

1 指定管理者候補者の選定

- (1) 指定管理者候補者の選定は、各部等に設けた指定管理者選考委員会（以下「委員会」という。）の選考に基づき、市長等が行う。
- (2) 市長等は選考委員会の決定に対し、意見を付して再審議を求めることができる。

2 委員会の設置

- (1) 指定管理者選考委員会設置要綱に基づき、市の各部等ごとに委員会を設置する。
- (2) 委員会には6名の委員を置くが、公正な選考を行うとともに専門的な評価を行えるよう4名は外部委員とし、外部委員のうち1名は企業経理に専門的知識を有する者、残り3名は有識者及び利用者代表等とする。
- (3) 内部委員は当該施設の管理運営について熟知している市の職員を充てることとするが、指定管理者の応募が予想される団体の役員に就任している職員については、委員に任命しない。
- (4) 委員会の委員の氏名は、公表する。
- (5) 委員の委嘱期間は、委嘱の日から当該年度最終日までとする。

3 委員会の会議

- (1) 委員会は公募前に1回、公募締め切りの後に1回又は2回開催する。
- (2) 公募前の委員会では、募集要項・業務仕様書の確認及び審査基準の決定等を行い、公募締め切り後の委員会では、提案内容の審査及び候補者の選考を行うものとする。
- (3) 応募が2団体以上ある場合は、審査基準に基づく採点方式により1団体を選考し、応募が1団体しかなかった場合及びあらかじめ指名の方法により特定団体を選考する場合においては、評価基準を満たしているかどうか等を判断し、選考するものとする。
- (4) 部等をまたがる施設を組み合わせた公募を行う事案については、合同で選考を行うものを除き、関係委員会の協議により、いずれかの委員会が選考するものとする。
- (5) 簡易な施設（事業規模及び企画の有無）については、担当課における予備審査により候補者を選考し、その結果を委員会へ報告するものとする。
- (6) 委員会の会議は、応募者の秘密保持及び個人情報保護のため非公開とする。
- (7) 委員会は、選考終了後において選考報告書を作成し、選考委員会会長が市長等に報告するものとする。

4 選考の方法

(1) 審査基準

標準的な審査基準は次に掲げるものとする。また評価点は審査項目毎に、**5：十分満足**できる、**4：満足**できる、**3：普通**、**2：不十分**、**1：全く不十分**、の5点満点で採点する。ただし、審査項目「4 地域及び市民に対する貢献」の①③、「5 その他」は、留意事項により採点する。

なお、施設の特性に応じて必要な場合には、これらの項目を増減し、及び評価点を加重することができるものとする。

審査項目	配点
1 管理運営の基本的な考え方	計 10
①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか	5
②市民の平等な利用が確保されているか	5
2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること	計 30
①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む）	5
②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか	5
③外部委託の範囲は適正であるか	5
④収支計画は適切かつ実現可能であるか	5
⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか	5
⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	計 30
①安定した運営ができる財務状況か	5
②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか	5
③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか	5
④業務従事者への研修が十分に確保されているか	5
⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか	5
⑥情報の公開への対応、個人情報保護への対応は十分か	5
4 地域及び市民に対する貢献	計 10
①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか	2
②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか	5
③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか）	3
5 その他	計 10
①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか	2
②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか	2
③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか	2
④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか	2
⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I 種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか）	2
	合計 90

留意事項

- 1 4の「①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか」
 - 2：市内に本店又は主たる事務所がある
 - 0：市内に本店又は主たる事務所がない
- 2 4の「③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか）」
 - 3：市民（現在の施設従事者）を雇用する計画がある
 - 0：市民（現在の施設従事者）を雇用する計画がない

- 3 5の「①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか」
申請受付期間の最終日から起算して3年前までの間に、施設毎に示す法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況
- 2：過去3年以内に行政指導等を受けていない。
 - 0：過去3年以内に行政指導等を受けている。
- 4 5の「②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか」
常用労働者数43.5人以上の事業者（障がい者雇用の義務がある団体）
- 1：法定雇用率を満たしている
 - 0：法定雇用率を満たしていない
- 常用労働者数43.5人未満の事業者（障がい者雇用の義務がない団体）
- 2：障がい者雇用をしている
 - 0：障がい者雇用をしていない
- 5 5の「③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか」
- 2：障がい者就労施設等の活用計画がある
 - 0：障がい者就労施設等の活用計画がない
- 6 5の「④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか」
- 2：鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定である
 - 0：鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けていない
- 7 5の「⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか）
- 2：ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている又は指定管理期間開始までに認証予定である
 - 0：ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けていない

(2) 決定

指定管理者候補者は、出席委員の多数決（委員ごとに評価点合計の1位団体で判定）によって決するが、1位が同数のときは、各委員の評価点の総合計が最も高い者を指定管理者候補者とする。なお、各委員の評価点の総合計も同点の場合は、会長が決するところによる。

5 選定結果の通知

選定の結果は、別途応募団体に対して通知する。

6 選定情報の公開

(1) ホームページでの公開

次の事項について、市のホームページで公開する。

- ①公の施設名
- ②指定管理者候補者として選定された団体
- ③選定された団体が提案した事業内容で、(2)の③に該当しないもの

- ④選定の理由
 - ⑤選考を行った委員会名
 - ⑥選定された団体及び他団体（匿名）の評価点（1団体の応募、指名を除く。）
- (2) 非公開とする情報
- ①申請書に記載された個人情報（住所、電話番号、職歴）。ただし、法人の代表者等に関するものは除く。
 - ②団体等の経営方針、経理、人事等の内部管理に関するもの
 - ③団体等の技術、営業、販売上のノウハウで、公開することにより、営業に支障が生じるもの